

〈別紙3〉 ショートステイサービスふるさと苑 利用料金表 (多床室)

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象										介護保険給付対象外					ご利用料金		
		1日あたり							1回あたり	ご利用日数	ご利用日数	1日あたり				ひと月あたり			
		基本 (単位) A	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (単位) B	看護体制加算(Ⅰ)口 (単位) C	看護体制加算(Ⅱ)口 (単位) D	機能訓練体制加算 (単位) E	夜勤職員配置加算(Ⅰ)口 (単位) F	療養食加算 (単位) G	送迎加算 (片道) H	介護職員処遇改善加算 (単位) I	ご利用料金(保険給付対象分) (円) J	滞在費 (円)	食費 (円) 限度額/日	電気代*1品につき (円)	その他 (円)	1泊2日された場合 (円)	ひと月2泊3日の場合 (円)	ひと月6泊7日の場合 (円)	
要介護1	第1段階									(左記A~Gの合計×利用日数+H×送迎回数)×59/1000を小数点以下四捨五入	(左記A~Gの合計×利用日数+H×送迎回数)+I×10.55円を小数点以下切捨て	0	300			施設に直接お問い合わせ下さい。			
	第2段階	599	6	4	8	12	13	23	184			370	390	50	3,466	4,993	11,103		
	第3段階											370	650		3,986	5,773	12,923		
	第4段階											840	1,380		5,596	8,583	20,533		
要介護2	第1段階											0	300		施設に直接お問い合わせ下さい。				
	第2段階	666	6	4	8	12	13	23	184			370	390	50	3,615	5,218	11,627		
	第3段階											370	650		4,135	5,998	13,447		
	第4段階											840	1,380		5,745	8,808	21,057		
要介護3	第1段階											0	300		施設に直接お問い合わせ下さい。				
	第2段階	734	6	4	8	12	13	23	184			370	390	50	3,767	5,446	12,159		
	第3段階											370	650		4,287	6,226	13,979		
	第4段階											840	1,380		5,897	9,036	21,589		
要介護4	第1段階											0	300		施設に直接お問い合わせ下さい。				
	第2段階	801	6	4	8	12	13	23	184			370	390	50	3,917	5,670	12,682		
	第3段階											370	650		4,437	6,450	14,502		
	第4段階											840	1,380		6,047	9,260	22,112		
要介護5	第1段階											0	300		施設に直接お問い合わせ下さい。				
	第2段階	866	6	4	8	12	13	23	184			370	390	50	4,063	5,889	13,190		
	第3段階											370	650		4,583	6,669	15,010		
	第4段階											840	1,380		6,193	9,479	22,620		
要支援1	第1段階											0	300		施設に直接お問い合わせ下さい。				
	第2段階	438	6			12		23	184	同上	同上	370	390	50	3,051	4,369	9,648		
	第3段階											370	650		3,571	5,149	11,468		
	第4段階											840	1,380		5,181	7,959	19,078		
要支援2	第1段階											0	300		施設に直接お問い合わせ下さい。				
	第2段階	539	6			12		23	184			370	390	50	3,276	4,708	10,438		
	第3段階											370	650		3,796	5,488	12,258		
	第4段階											840	1,380		5,406	8,298	19,868		

- ※ 介護保険給付対象分の1単位の単価は10.55円となります。
- ※ 滞在費・食費は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、第1～第3段階のご利用者様には、負担軽減策が設けられています。尚、利用者負担段階の基準につきましては、右表をご参照下さい。(事前に市への申請及び認定が必要となります。)
- ※ 第1段階対象者の方は、主に生活保護受給者等となり、ご本人の状況等により負担額が異なりますので、施設へ直接お問い合わせ下さい。
- ※ 上記の表では、電気製品(テレビ等)を1台お持込になられた場合で計算しています。
- ※ 上記の表では、送迎を入苑時の1回、退苑時の1回、計2回で計算しています。
- ※ 上記 [ ] に関しては、ケアプラン上に位置付けられ実施された場合のみに加算されます。(上記計算には含まれていません)

区分	利用者負担段階の基準
第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって老齢福祉年金受給者または生活保護受給者
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方
第4段階	一般の世帯(第1～3段階以外の方)